

第三期 特定健康診査等実施計画

帝国データバンク健康保険組合

平成 30 年 4 月

特定健康診査等実施計画について

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

そこで、このような状況に対応するため、平成 20 年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病・高血圧症・脂質異常症等のいわゆる生活習慣病を中心とした疾病予防に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

この特定健康診査及び特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年を 1 期として特定健康診査等実施計画を定めて実施することとされ、平成 20 年度から平成 24 年度までを第 1 期、平成 25 年度から平成 29 年度までを第 2 期としてメタボリックシンドロームの早期発見と疾病予防に努めてきたが、この間の実施内容を踏まえて、平成 30 年度より 6 年を「第三期特定健康診査等実施計画」として対策を実施していくものである。

1 第二期特定健康診査等について

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、40 歳以上の被保険者・被扶養者に対して実施する人間ドック、生活習慣病健診及び特定健康診査等の受診結果に基づき、男性は腹囲 85cm 以上、女性は腹囲 90cm 以上で数値の悪い項目（リスク）が 1 つある場合は動機付け支援、数値の悪い項目（リスク）が 2 つ以上ある場合は積極的支援、あるいは BMI が 25 以上で数値の悪い項目（リスク）が 2 つある場合は動機付け支援、数値の悪い項目（リスク）が 3 つ以上ある場合は積極的支援として、生活習慣の改善に向けての保健指導を行うこととされたところである。

動機付け支援に該当した者は、初回面談を受けた後、生活習慣の改善状況を 3 ヶ月後に保健師等に報告し成果をみることとなっており、また、積極的支援に該当した者は、初回面談を受けた後、毎月 1 回、生活習慣の改善状況を電話等で保健師等に報告し、6 ヶ月後の成果をみることとなっている。

なお、服薬中の者は保健指導の対象から除かれることとなっている。

第二期特定健康診査等実施計画における目標と実績

① 特定健康診査

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 91.1%とし、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定めた。

組合合計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	90.0%	91.0%	93.0%	94.0%	95.0%	—
被扶養者	45.0%	55.0%	65.0%	75.0%	80.0%	—
被保険者＋被扶養者	77.9%	81.3%	85.5%	88.9%	91.1%	90.0

これに対して特定健康診査の実施実績は以下のとおりである。受診率は増加してきているものの、特定健診実施率については、目標に達成していない。

組合合計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診対象者数	2,341人	2,407人	2,440人	2,434人	2,499人
特定健診受診者数	1,792人	2,017人	2,077人	2,125人	2,024人
特定健診実施率	76.5%	83.8%	85.1%	87.3%	81%

② 特定保健指導

平成29年度における特定保健指導の実施率を60%とし、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定めた。

組合合計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
特定保健指導対象者数（推計）	382	402	428	471	497	—
実施率（%）	43.0%	48.0%	53.0%	55.0%	60.0%	60.0%
実施者数	164	192	225	261	299	—

この特定保健指導実績については下記のとおりであり、目標には遠く及ばない厳しい状況である。

組合合計	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定保健指導対象者合計	351人	394人	418人	423人	445人
特定保健指導終了者数	37人	12人	23人	0人	34人
特定保健指導終了者の割合	10.5%	3.0%	5.5%	0%	7.6%

第二期の実施状況からの課題

第二期特定健康診査等実施計画期間における実施状況については、特定健康診査及び特定保健指導ともに目標には達していない。特に被扶養者の受診率向上が課題である。積極的に啓蒙活動が続けるとともに、H30年度からは特定保健指導の実施要件が緩和され、健診当日に初回面談を実施することが可能となったため、特定保健指導率の向上にも注力していく。

2. 第三期における特定健康診査等実施計画

第一期及び第二期の実施状況と課題を踏まえ、第三期において以下の通り実施計画を定める。

第三期特定健康診査等の基本的考え方

第三期特定健康診査は、基本的には第二期の考え方を踏襲し実施していくこととされている。ただし具体的目標については各保険者の目標率が国から示されている。

単一健保組合の場合は、特定健康診査の実施率は90%、特定保健指導の実施率は55%を目標とするよう求められ他の医療保険者と比較し、著しく高い目標が定められている。

令和5年度における 保険者ごとの目標	全国目標	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会	単一健保	総合健保	共済組合
特定健診の実施率	70%	60%	70%	65%	90%	85%	90%
特定保健指導実施率	45%	60%	30%	35%	55%	30%	45%

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

第三期における特定健康診査の目標実施率を国の参酌標準である90%としたい。

この目標を達成するための平成30年度以降の実施率（目標）は下記のとおりとなった。

組合合計	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標実施率	84.3%	85.8%	87.1%	88.4%	89.6%	90.0%
目標実施者数	2,205	2,278	2,353	2,428	2,506	2,560

被保険者	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標実施率	95%	95%	95%	95%	95%	95%
目標実施者数	1,895	1,940	1,987	2,036	2,086	2,138

被扶養者	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標実施率	50%	55%	60%	65%	70%	71%
目標実施者数	310	338	365	393	419	422

2. 特定保健指導の実施に係る目標

第三期における特定保健指導の目標実施率を国の参酌標準に近い54.4%としたい。
この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は下記のとおりとした。

組合合計	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
動機付支援 対象者	203人	209人	215人	221人	226人	231人
実施率（%）	50.2%	50.7%	52.1%	52.5%	53.5%	54.5%
実施者数	102人	106人	112人	116人	121人	126人
積極的支援 対象者	245人	252人	260人	265人	274人	280人
実施率（%）	49.4%	50.8%	51.2%	52.8%	53.3%	54.3%
実施者数	121人	128人	133人	140人	146人	152人
特定保健指導 対象者計	448人	461人	475人	486人	500人	511人
実施率（%）	49.8%	50.8%	51.6%	52.7%	53.4%	54.4%
実施者数	223人	234人	245人	256人	267人	278人

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和5年度における特定保健指導対象者の減少率の国の目標は25%以上であるが、当組合としても25%を努力目標としていきたい。

4. 第三期における重点対策事項

第三期における特定健康診査等の実施方法は、第一期・第二期と同様に行うことを基準とするが、第一期・第二期の実施結果を踏まえて、下記の事項を重点事項として取り組んでいくこととする。

- ① 被保険者の健診受診率向上については事業所別の未受診者の把握を行い、事業所を通じて受診勧奨を行なっていく。
- ② 被扶養者の健診受診率向上については、自宅近辺の健診機関での受診を促すなど、被扶養者の多数を占める女性が受診しやすい環境を作っていくこととする。
- ③ 特定保健指導については該当する受診者へ早目に受診勧奨通知を行うとともに、事業所とも連携し事業所と当組合が一体となって受診勧奨に努めていく。また、第二期までは実施していなかった家族の特定保健指導を開始する。
- ④ 健康インセンティブ報奨制度を導入し、禁煙・ダイエットの成功者に対して成果報酬を与えることで指導実績を向上させる。

II 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

被保険者の健康診断については、これまでと同様、事業主の協力を得て、巡回健診により実施する。また地方の小規模事業所は、各事業所において契約した医療機関等で受診する。

被扶養者の健康診断も、従来どおり委託機関による巡回健診を原則とするが、受診率を向上させるため、巡回健診を申し込まなかった者に対しては特定健診受診券を交付し、近医による特定健診を実施する。

2. 実施項目

特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章により掲載されている健診項目とする。

3. 特定健康診査等の対象者

(1) 特定健康診査

特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる加入者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者が対象者とする。

(2) 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第3章保健指導対象者の選定と階層化により実施する。

4. 実施時期

実施時期は通年とする。

5. 委託の有無

標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章1～5健診・保健指導の外部委託に基づき委託する。

(1) 特定健康診査

事業主契約健診機関、健保連契約健診機関、組合直接契約健診機関で受診する。

(2) 特定保健指導

組合の産業医で実施する他、民間事業者（組合直接契約機関）へ外部委託する。

6. 受診方法

（1）特定健診

被保険者は健保組合（小規模事業所は事業主）から受診についての案内を行う。被扶養者も従来どおり健保組合から受診案内を対象者の自宅へ郵送する。

（2）特定保健指導

被保険者は健保組合から受診についての案内を行う。被扶養者は特定健診を行う民間業者から受診案内を行う。

7. 周知方法

周知方法は、母体企業の事業所を通じて行うほか、当健保組合のホームページに掲載して行う。

8. 健診データの受領方法

健診および指導の電子データは、健診および指導機関から電子データを随時受領して、当組合で保管する。なお保存年数は5年とする。

9. 特定保健指導対象者の選出の方法

被保険者の特定保健指導対象者については、費用対効果の側面から東京、大阪、名古屋、札幌、福岡とその近隣事業所から優先して選出する。

被扶養者については巡回健診の受診者から優先して選出する。

Ⅲ 個人情報保護

当健保組合は、帝国データバンク健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。データ利用者は嘱託健康相談医および当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

Ⅳ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

健康保険組合 HP に概要を掲載する。

V 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

適宜、健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

VI その他

1. 事業主との連携

特定健診・特定保健指導を円滑に実施するため、事業主との連携・協力体制を構築していくこととする。

2. 研修への参加

特定保健指導について、随時に研修へ参加し、知見の研鑽を図る。

以 上